

### 伊方発電所の通報連絡要領について

- 当社は、法令に要求される報告事象のみならず、愛媛県および伊方町との安全協定書に基づき正常状態以外のすべての事象を対象とし、原子力規制庁や周辺自治体を含む関係機関に対して速やかに通報連絡を行なっている。
- 愛媛県は、通報連絡された全ての事象を対象として、「伊方原子力発電所異常時通報連絡公表要領」<sup>※1</sup>に従い、当社からの通報連絡内容を基に事象を三段階（A、B、C）に区分し公表時期を決定している

※1. [https://www.ensc.jp/doc/abnormal\\_outline/text.html](https://www.ensc.jp/doc/abnormal_outline/text.html)

- 当社は、愛媛県の公表に合わせて公表を行っている。

以 上